

公益社団法人山形県社会福祉振興会
入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県社会福祉振興会（以下「振興会」という。）の定款第6条及び8条の規定に基づき、入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 振興会へ会員として入会しようとする社会福祉に係る非営利の個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、振興会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

2 会員が退会した場合、既納の会費は返還しない。定款第10条の定めにより会員資格を失った場合も同様とする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の再入会申し込みに際しては、第2条に定める基準により理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

(補則)

第 8 条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。